

三重県「EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」

三重県のビジョンを次ページ以降に公開します。

三重県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【三重県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→三重県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《三重県》](#)
- ③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡 [《三重県→申請者》](#)
- ④申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書類に自治体から [付与された管理ナンバーを記載し](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑤申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、三重県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

三重県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：環境生活部 地球温暖化対策課
電話番号：059-224-2368



EV・PHV用充電器整備のためのビジョン

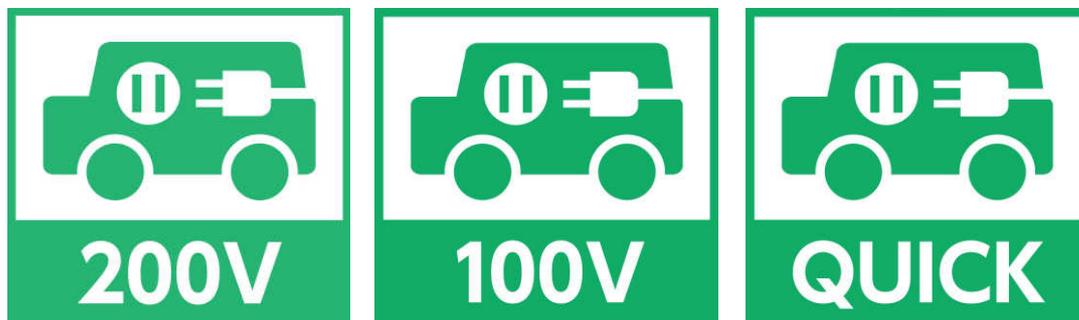


—— 三重県観光キャンペーン ——
2013.4～2016.3



平成 25 (2013) 年 8 月
(平成 26(2015)年 3 月一部更新)

三 重 県



これらのピクトグラムは、充電器の設置場所を示す際に、自由にお使いいただけます。

1. ビジョンの趣旨

三重県では、平成 32（2020）年における温室効果ガス排出量が平成 2（1990）年比で 10%削減されている低炭素社会の実現を目指しています（三重県地球温暖化対策実行計画、平成 24 年 3 月）。この目標の実現に向けた対策の一つとして、次世代自動車の普及についても、県民、事業者、行政による多様な主体が取り組むべき課題としています。

このため、石油燃料への依存度を抑えるとともに低炭素社会の実現に向けて、三重県内における電気自動車（以下「EV」という。）及びプラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）がその機能を十分に発揮しつつ活用されるよう、充電器のより一層の充実を図ることを目的として、経済産業省所管の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係るビジョンを作成しました。（平成 27(2015)年 3 月更新）

2. 国の次世代自動車政策

国は、EV・PHV を含む次世代自動車の普及加速を図るため、「次世代自動車戦略 2010」を平成 22（2010）年 4 月に公表し、平成 32（2020）年における新車販売台数に占める EV 及び PHV の割合を最大で 20%とすること、普通充電器 200 万基及び急速充電器 5,000 基を整備すること等を目指しています。

また、経済産業省所管「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」では、EV・PHV に必要な充電設備の整備を促進するため、自治体等が作成する充電器設置のためのビジョンに示された場所に設置し、かつ公共性を有する認められるものに対して、より高率の補助が行われます。

（平成 27(2015)年 3 月更新）

●国の設置目標

- 自治体等の計画に基づく充電器の設置
（主に急速充電器、約4千基）
- 自治体等の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置
（普通充電器／急速充電、約7万基）
- 月極駐車場やマンション等への充電器の設置（主に普通充電）等（約4万基）

●国の補助について

- ① 公共性を有する充電器の設置 充電器購入費の1/2の補助



- ② 県が策定するビジョンに示した場所で充電器の設置 充電器購入費の2/3の補助

※工事費は、①②のいずれの場合も定額補助となります。

（平成 27(2015)年 3 月更新）

3. 三重県の特性

(地勢) 三重県は日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80km、南北約 170km の南北に細長く、東には波静かな伊勢湾を、南には風光明媚な熊野灘を臨み、北には養老山地と鈴鹿山脈を、西には標高 1,700m 級の紀伊山地を擁するなど、豊かで変化に富んだ自然環境に囲まれています。

(道路の状況) 主な市街地は伊勢湾沿岸、伊賀盆地、熊野灘沿岸に形成され、それらを結ぶように道路網が整備されています。主な道路は東海道としての国道 1 号、伊勢湾沿岸を南北に走る国道 23 号をはじめとして、名阪国道（国道 25 号）、国道 165 号のような東西軸、県内と紀州路を結ぶ国道 42 号、260 号が整備されるほか、下表のとおりとなっています。



主な街道と経路	現在の主な路線名
【東海道】名古屋方面～京都・大阪方面	国道1号、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路
【伊勢街道】名古屋方面～伊勢 (亀山～伊勢)	国道23号 伊勢自動車道
【大和街道】追分～大阪・奈良方面	国道25号(名阪国道)、国道163号
【伊賀街道】津～伊賀	国道163号
【伊勢別街道】関～津	県道10津関線
【初瀬街道】松阪～奈良方面	国道165号
【伊勢本街道】奈良方面～伊勢	国道368号など
【和歌山街道】奈良方面～松阪	国道166号
【和歌山別街道】粥見～伊勢	国道368号
【二見道】伊勢～二見	国道42号
【鳥羽道】伊勢～鳥羽・磯部	県道37鳥羽松阪線、国道167号
【磯部道】伊勢～磯部	県道32伊勢磯部線
【濃州道】桑名～藤原	国道306号、421号
【美濃街道】桑名～大垣方面	国道258号
【巡見道】亀山～関ヶ原方面	国道306、365号
【八風道】富田～菟野	県道9四日市員弁線、県道620平津菟野線ほか
【菟野道】四日市～菟野	国道477号
【熊野街道】伊勢～熊野	国道42号など
【熊野脇道】玉城～大紀、玉城～道方・長島	県道38伊勢大宮線、県道22伊勢南島線、国道260号

(充電器の整備状況)

現在、三重県内で一般に公開されている充電器は 100 箇所ほどありますが、このうち、普通充電器が約 7 割を占めています。市町別にみると、概ね 10 箇所以上設置されているのは、津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市の 4 市で、その他設置箇所の存在する市町は、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、菟野町、玉城町の 7 市 3 町となっています。(平成 25 (2013) 年 7 月)

※普通充電器には、Mode1、Mode2 を含みます。Mode1 はコンセント型(電力供給のみで制御回路なし)、Mode2 はコンセント型(充電ケーブルに制御回路を内蔵)を指します。

※次世代自動車充電インフラ整備促進事業における第1の事業では、ケーブル付型(本体に制御回路を内蔵)の Mode3 が対象とされています。

また、平成 27 (2015) 年 2 月 27 日現在、経済産業省所管の平成 24 (2012) 年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(第 1 の事業)において、下表に示す県内 199 の施設に充電設備を設置するための補助金交付申請が行われ、急速充電器 116 基、普通充電器 161 基の整備が進められています。(平成 27 (2015) 年 3 月更新)

市町名	施設数	充電設備の基数		次世代自動車充電インフラ整備促進事業(第1の事業)により充電設備の整備が進められている施設
		急速	普通	
津市	32	18	28	イオンタウン津城山<Q・N> 伊勢中川カントリークラブ<Q・N> 猪の倉温泉ふよう荘<Q> エティオン津北店 オートバックス津店 北山水産<Q・N> コスモス 一身田店、久居インター店 コメダ珈琲津みなみ店<Q> 生長の家 三重県教化部<Q> 第三銀行一身田支店<Q> 日産プリンス三重販売(株) 一志日置店<Q>、津垂水店<Q>、津南店<Q> 農業屋久居店 ファミリーショップ魚志<Q> ファミリーマート 津藤方店<Q>、白山二本木店<Q> ベイスクエア津・ショッピングモール ラッツ(Lut's) ホテル・ザ・グランコート津西 ホテルルートイン 久居インター、津 (株)マリーナ河芸 三重日産自動車(株) 津江戸橋店<Q>、津垂水店、津久居店<Q> (株)美杉リゾート 名阪観光(株)鈴鹿カントリークラブ 涼風荘 ローソン 津神戸店<Q>、津白塚店<Q>、久居戸木店<Q>
四日市市	17	13	9	イオン 四日市北店<Q・N>、四日市尾平店<Q・N> (株)ディア四日市(くすの木パーキング)<Q> 日産プリンス三重販売(株) 四日市新正店<Q>、四日市中央緑地店<Q>、四日市店<Q> ニトリ四日市店 ファミリーマート四日市あがたが丘店<Q>、四日市午起店<Q>、四日市采女店<Q> ホテルルートイン 南四日市、四日市 三重日産自動車(株) 四日市インター店<Q>、四日市新正店、四日市羽津店<Q>、四日市日永店<Q> 三重三菱自動車販売(株)四日市インター店<Q>
伊勢市	14	10	8	三重日産自動車(株)伊勢上地店<Q> 日産プリンス三重販売(株)伊勢度会橋店<Q> 第三銀行 小俣支店<Q> 三重三菱自動車販売伊勢小俣店<Q> 伊勢市役所<Q> 三重日産自動車(株)伊勢神久店 シンフォニア商事伊勢ルート 23 給油所<Q> イオンタウン伊勢ララパーク<Q・N> 第三銀行 八間通支店<Q> ニトリ伊勢店 イオン伊勢店<Q・N> 夫婦岩パラダイス<Q> 朝日館 伊勢かぐらばリゾート千の杜

市町名	施設数	充電設備の基数		次世代自動車充電インフラ整備促進事業（第1の事業）により 充電設備の整備が進められている施設
		急速	普通	
松阪市	14	7	13	コスモス 松阪川井町店 コスモスプラス松阪店 第三銀行 川井町支店<Q>、松阪東支店<Q> 日産プリンス三重販売(株) 松阪店<Q>、松阪三雲店<Q> 農業屋松阪インター店 ファミリーマート松阪中道町店<Q> フレックスホテル ホテル・ザ・グランコート松阪 ホテルルートイン松阪駅東 三重日産自動車(株) 松阪店、松阪三雲店<Q> 焼肉きんぐ松阪店<Q>
桑名市	4	1	5	エディオン桑名店 日産プリンス三重販売(株)桑名江場店<Q> ニトリ桑名店 三重日産自動車(株)桑名江場店
鈴鹿市	18	11	13	イオンモール鈴鹿店<Q-N> F1 マート サーキット通り店、鈴鹿インター店<Q-N> ぎゅーとらラプリー平田店<Q> 白子ストーリーアホテル、鈴鹿ストーリーアホテル 鈴鹿セントラルホテル 鈴鹿ラッツ (Lut's) 第三銀行稲生支店<Q> 日産プリンス三重販売(株) 鈴鹿安塚店<Q>、鈴鹿平田店<Q> ファミリーマート 鈴鹿一ノ宮店<Q>、鈴鹿林崎町店<Q> ホテルルートイン鈴鹿 三重日産自動車(株)鈴鹿中央通り店 三重三菱自動車販売(株)鈴鹿中央通り店<Q> 鈴峰ゴルフ倶楽部<Q> ローソン鈴鹿稲生西三丁目店<Q>
名張市	13	9	8	イオン名張店<Q-N> うどん 得得 名張店<Q> 精肉の奥田<Q> 名張市役所<Q> 日産プリンス三重販売(株)名張蔵持店<Q> ニトリ名張店 花惣名張店<Q> ファミリーマート名張学園山手店<Q> ホテルルートイン名張 三重日産自動車(株)ニッサン ing 名張<Q> 三重三菱自動車販売(株)名張田原店<Q> 湯元赤目温泉 隠れの湯対泉閣 湯元赤目 山水園
尾鷲市	2	2	2	尾鷲シーサイドビュー 三重日産自動車(株)尾鷲店<Q> 三重三菱自動車販売尾鷲矢浜店<Q>
亀山市	5	2	5	亀山ストーリーアホテル ファミリーマート亀山栄町店<Q> ホテルルートイン 亀山インター、第2亀山インター 名阪関ドライブイン<Q>
鳥羽市	15	1	20	石鏡第一ホテル神俱良 御宿ジ・アース 懐古ロマンの宿季さら 海楽園 かんぼの宿鳥羽 胡蝶蘭 サン浦島悠季の里 戸田家 鳥羽駅西駐車場 鳥羽ビューホテル花真珠 鳥羽わんわんパラダイスホテル 浜の雅亭一井 ファミリーマート大明東町店<Q> ホテルアルティア鳥羽 リゾートヒルズ豊浜蒼空の風
熊野市	2	1	1	熊野市駅前駐車場<Q> ホテル なみ
いなべ市	4	3	3	イオン大安店<Q-N> ファミリーマートいなべ R365 店<Q> リオフジワラカントリークラブ ローソンいなべ北勢町阿下喜店<Q>
志摩市	11	3	15	イオン阿児店<Q-N> 伊勢志摩ロイヤルホテル<Q-N> 鯨望荘 賢島グランドホテル 賢島パークホテルみち朝 (有)観光旅館福寿荘 サンベルラ志摩 志摩地中海村 ファミリーマート志摩磯部店<Q> 宝来荘 皇たる

市町名	施設数	充電設備の 基数		次世代自動車充電インフラ整備促進事業（第1の事業）により 充電設備の整備が進められている施設
		急速	普通	
伊賀市	12	8	10	青山ガーデンリゾートホテル ローザブランカ イオン伊賀上野店<Q・N> 伊賀市営白鳳門駐車場<Q> 竹澤内科歯科医院（新築）<Q> 日産プリンス三重販売(株)上野中瀬インター店<Q> 三重日産自動車(株)上野城北店<Q・N> 道の駅いが<Q> 名阪上野ドライブイン<Q> メナード青山リゾート ホテルシャンパール ホテルグランティア伊賀上野 ホテルルートイン伊賀上野 ローソン上野小田店<Q>
東員町	5	4	5	イオンモール東員<Q・N> 桑名国際ゴルフ倶楽部 でんきはうすバル 日産プリンス三重販売(株)いなべ店<Q> 三重三菱自動車販売(株)員弁東員店<Q>
菟野町	3	2	1	菟野町役場<Q> 鹿の湯ホテル ローソン菟野大強原店<Q>
朝日町	1	1	1	ローソン朝日町小向店<Q>
明和町	1	1	1	イオン明和店<Q・N>
玉城町	2	2	0	日産プリンス三重販売(株)伊勢玉城店<Q> ローソン玉城インター店<Q>
南伊勢町	2	2	0	ファミリーマート南勢五ヶ所店<Q> 南伊勢町民文化会館<Q>
紀北町	5	3	4	ホテル季の座 孫太郎オートキャンプ場 道の駅「紀伊長島マンボウ」<Q> 紀勢自動車道（三浦）地域振興施設<Q> 道の駅「海山」<Q>
紀宝町	1	1	0	道の駅「紀宝町ウミガメ公園」<Q>
合計	199	116	161	

※ 表中の <Q>は「急速」のみ設置、<Q・N>は「急速と普通」を設置、表示のない施設は「普通」のみ設置。

4. ビジョンの作成方針

本ビジョンは、EV・PHV の充電機能を活用し、石油燃料への依存度を抑えるとともに、再生可能エネルギーを含む多様なエネルギー源から得られた電源を利用しつつ快適な移動が行えるよう、以下に示す方針のもとで作成しました。

- 1) ビジョンの期間は、平成 25 (2013) 年度から平成 32 (2020) 年度までとします。
- 2) **県内の観光交流、事業活動及び日常生活における利便性の向上**という観点から、充電インフラの整備の進展によって、EV・PHV の利用者が県内を移動しやすい環境となるように充電器の設置範囲を指定します。
- 3) 充電器の設置を想定する施設は、観光施設、レジャー施設、宿泊施設、道の駅、商業施設、文化施設、スポーツ施設などとしています。
- 4) 全ての箇所において、急速充電器、普通充電器のいずれも設置可能とします。

充電器の利用形態は、利用者が自動車を駐車する時間の長さに左右され、比較的短時間の駐車時間を活用する『ひととき充電』か、長時間の駐車時間を活用する『おやすみ充電』に大別されます。このため、充電器の仕様及び基数は、設置者によって施設等の規模や利用者の滞在時間等をふまえて選択されることとなります。

- 5) 一箇所に複数の充電器を設置可能とします。

また、経済産業省所管の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に伴う補助金交付申請については、設置箇所ごとに対応することとし、一箇所につき一件の申請に限って受け付けます。なお、まとめて申請を行うときは、一箇所に複数の充電器を設置可能とします。

(平成 27(2015)年 3 月更新)

5. 充電器の設置箇所の指定

・本ビジョンの作成にあたっては、県内の特性とビジョンの作成方針をふまえ、以下のとおり設置箇所の範囲を指定します。

① 高速道路（自動車専用道を含む）及び主な港湾の出入口周辺の指定

観光・交流の促進の観点から、遠距離移動及び県外からの来訪者が、高速道路の移動中にEV・PHVの充電機能を活用しやすいよう、高速道路及び自動車専用道路のインターチェンジ又はランプ周辺の地点を指定し、指定地点から3km以内を充電器の設置箇所の範囲として指定します。

【45 地点】

なお、高速道路内（サービスエリア等）において高速道路会社等が設置する充電器は、本ビジョンの対象外とし、別途高速道路会社の作成するビジョンに沿って設置されます。

② 観光スポット等の周辺の指定

余暇活動、事業活動及び日常生活における利便性の確保の観点から、観光スポット、事業所の集積状況、商業施設、文化・スポーツ施設等の立地状況をふまえ、市街地や観光地を中心に地点を指定し、指定地点から3km以内を充電器の設置箇所の範囲として指定します。【120 地点】

（①の45地点を含みます。）

③ 市町の区域別の指定

県内全域においてEV・PHVが充電機能を活用され、石油燃料への依存度が抑えられた低炭素な移動ができるよう、上記①、②で指定した以外の空白域を補完し、網羅的な充電インフラ整備を促進するため、市町の区域別に設置箇所の範囲を指定します。【29 区域】

県内の主要な都市の中心市街地は概ね25km以内で点在しており、中心市街地における充電器の整備が進めば、市街地内の移動はもとより、市町をまたぐ移動においても利便性の向上が期待できます。

なお、設置箇所数は、経済産業省の示した以下のモデルプラン（充電器設置箇所数）を参考に、市町ごとの人口、事業所数、面積をもとにして設定しています。

（参考）経済産業省モデルプランにおける充電器設置箇所数の設定

$$\text{充電器設置箇所数} = 0.0006 \times \text{ST 評価指数} + 0.822$$

$$\text{ST 評価指数} = \text{面積} [\text{km}^2]^{0.68} \times \text{人口} [\text{人}]^{0.2} \times \text{事業所数} [\text{箇所}]^{0.19}$$

6. 設置範囲と箇所数のリスト

本ビジョンでは、以下に示すリストのとおり、三重県内に 149 の範囲を指定し、急速充電器及び普通充電器を 700 箇所に整備することとします。

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
001	芸濃	県道 10 津関線・グリーンロード交差点から 3km 以内	5	芸濃 IC、椋本の大椋(名木百選)、大型商業施設など
002	河芸	県道 651 三行上野線・社の街三丁目入口から 3km 以内	3	上野城跡、マリーナ河芸、中勢グリーンパーク、大型商業施設など
003	安濃	県道 42 津芸濃大山田線・安濃橋北詰交差点から 3km 以内	2	商業施設など
004	一身田	国道 23 号・栗真中山町交差点から 3km 以内	12	高田本山専修寺と一身田寺内町、時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
005	津	県道 42 津芸濃大山田線・津インターチェンジ東交差点から 3km 以内	3	津 IC、忠盛塚、商業施設など
006	阿漕	国道 23 号・大倉交差点から 3km 以内	9	津なぎさまち、津観音寺、谷川士清旧宅、四天王寺、津城跡、結城神社、御殿場海水浴場、大型商業施設、宿泊施設など
007	雲出	国道 23 号・雲出大橋北から 3km 以内	3	香良洲歴史資料館、香良洲海岸、大型商業施設など
008	高茶屋	国道 165 号・高茶屋小森ランプから 3km 以内	4	時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
009	久居	国道 165 号・戸木口交差点ランプから 3km 以内	5	久居 IC、大型商業施設、宿泊施設など
010	一志	県道 15 久居三杉線・井関交差点から 3km 以内	4	とことめの里一志、商業施設など
011	榑原	県道 521 亀山白山線・榑原温泉から 3km 以内	4	榑原温泉(日本百名湯)、射山神社、宿泊施設など
012	白山	国道 165 号・倭 1 交差点から 3km 以内	4	東青山四季のさと、猪の倉温泉、白山郷土資料館など
013	青山高原	県道 512 青山高原亀山白山線・青山高原から 3km 以内	2	青山高原、馬野溪谷など
014	家城	県道 15・南家城交差点から 3km 以内	1	君ヶ野ダム公園など
015	美杉	国道 368 号・上多気交差点から 3km 以内	1	北畠神社、道の駅「美杉」など
016	三多気	国道 368 号・伊勢路公民館から 3km 以内	1	三多気の桜、森林セラピーなど
017	四日市中部	国道 23 号・西末広町交差点から 3km 以内	20	四日市港、潮吹き防波堤・稲葉翁記念公園、末広橋梁、臨港橋、ばんこの里会館。じばさん三重、茶室 泗翠庵、時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
018	追分	国道 1 号・追分交差点から 3km 以内	6	四郷郷土資料館、南部丘陵公園、日永の追分、大型商業施設など
019	内部	国道 1 号・采女南交差点から 3km 以内	4	杖衝坂、旧東海道石薬師宿、鈴鹿市考古博物館、佐佐木信綱記念館、商業施設など
020	楠	県道 6 四日市楠鈴鹿線・南五味塚交差点から 3km 以内	3	吉崎海岸、宮崎本店(明治建築)、長太の大クス、楠中央緑地、商業施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
021	四日市IC	国道477号・四日市インター入口交差点から3km以内	7	四日市IC、智積養水、蟹池、大型商業施設など
022	桜	国道306号・桜町西交差点から3km以内	4	四日市市ふれあい牧場、昭和幸福村公園、三重県環境学習情報センター、四日市スポーツランド、商業施設など
023	富田	国道23号・霞埠頭前ランプから3km以内	8	四日市港、四日市港ポートビル、旧東洋紡績株式会社、富田工場原綿倉庫、霞ヶ浦緑地公園、大型商業施設など
024	四日市東	県道64上海老茂福線・四日市東インター入口交差点から3km以内	6	四日市東IC、富洲原魚類共同販売所、伊坂ダムサイクルパーク、垂坂公園・羽津山緑地、大型商業施設など
025	尾平	国道477号・新尾平橋北交差点から3km以内	7	大型商業施設など
026	上海老	国道365号・上海老交差点から3km以内	1	商業施設など
027	小俣	県道428伊勢小俣松阪線・新出交差点から3km以内	8	大仏山公園、商業施設など
028	伊勢西	県道37鳥羽松阪線・伊勢市駅交差点から3km以内	15	伊勢西IC、外宮、せんぐう館、伊勢河崎商人館、大型商業施設、宿泊施設など
029	伊勢東	国道23号・伊勢IC南交差点から3km以内	6	伊勢IC、神宮徴古館・農業館、猿田彦神社、内宮、式年遷宮記念 神宮美術館、大型商業施設など
030	二見	伊勢二見鳥羽ライン・二見JCTから3km以内	6	二見JCT、賓日館、伊勢・安土桃山文化村、夫婦岩・二見興玉神社、二見シーパラダイス、マコンデ美術館、道の駅「蘇民の森」(民話の駅蘇民)、商業施設など
031	津村	県道22伊勢南島線・津村町交差点から3km以内	2	郷の恵み 風輪、宿泊施設など
032	三雲	国道23号・小津町交差点から3km以内	6	松浦武四郎記念館、大型商業施設など
033	西黒部	国道23号・西黒部町1交差点から3km以内	5	松阪港、朝田寺、松名瀬海水浴場、商業施設など
034	大黒田	国道42号・大黒田西交差点から3km以内	10	文化財センター「はにわ館」、松阪城跡(日本100名城)、御城番屋敷、市立歴史民俗資料館、本居宣長記念館、松阪もめん毛織りセンター、岡寺山継松寺、小津安二郎青春館、時間貸駐車場、商業施設、宿泊施設など
035	一志嬉野	県道58松阪一志線・天花寺町交差点から3km以内	4	一志嬉野IC、大型商業施設など
036	松阪	県道58松阪一志線・松阪インター入口交差点から3km以内	3	松阪IC、美濃田大仏(真楽寺)、松阪農業公園ベルファーム、松阪森林公園など
037	山室	県道59松阪第2環状線・県道700小片野駅前田線交差点から3km以内	2	MAPみえこどもの城、中部台運動公園、商業施設など
038	小片野	国道166号・大石駐在所前交差点から3km以内	2	大石不動院、中山薬草薬樹公園、元丈の館、商業施設など
039	粥見	国道166号・粥見井尻交差点から3km以内	3	深野のだんだん田(棚田100選)、リバーサイド茶倉、エドヒガン桜(春谷寺)、道の駅「茶倉駅」など
040	飯高	国道166号・飯高地域振興局前交差点から3km以内	2	道の駅「飯高駅」など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
041	奥香肌峡	国道 166 号・県道 569 蓮峡線 交差点から 3km 以内	1	奥香肌温泉森のホテルスメールなど
042	多度	県道 267 四日市多度線・多度町 総合支所前交差点から 3km 以内	4	アイリスパークみその、多度大社、多度山上公園、 多度峡、商業施設など
043	長島	県道 7 水郷公園線・長嶋 IC 前交 差点から 3km 以内	5	長島 IC、国営木曾三川公園カルチャービレッジ、輪 中の郷、又木茶屋、長島水辺のやすらぎパークなど
044	湾岸 長島	県道 7 水郷公園線・湾岸長島 IC 入口交差点から 3km 以内	5	湾岸長島 IC、湾岸桑名 IC、ナガシマスパーランド、三井 アウトレットパークジャズドリーム長島、宿泊施設など
045	八間通	国道 1 号・八間通交差点から 3km 以内	13	なばなの里、諸戸氏庭園、六華苑、住吉神社、桑名 宗社(春日大社)、旧東海道桑名宿、七里の渡跡、本 多忠勝像(吉之丸コミュニティパーク)、九華公園、 石取会館、海蔵寺、桑名別院本統寺、寺町通り商店 街 三八市、十念寺、照源寺(松平定綱及び一統之墓 所)、大福田寺、増田神社、時間貸駐車場、大型商業 施設、宿泊施設など
046	桑名東	国道 258 号・桑名東インター入 口交差点から 3km 以内	3	桑名東 IC、大型商業施設など
047	星川	国道 421 号・星見ヶ丘南口交差 点から 3km 以内	8	桑名 IC、大型商業施設など
048	神戸	県道 8 四日市鈴鹿環状線・裁判 所前交差点から 3km 以内	9	神戸城跡と神戸公園、大國屋光太夫記念館、石垣池 公園、大型商業施設など
049	白子	国道 23 号・寺家五交差点から 3km 以内	10	江島若宮八幡神社、伊勢型紙資料館、鈴鹿市伝統産 業会館、旧伊勢街道白子宿、子安観音寺(白子の不断 桜)、伊奈富神社、千代崎海水浴場、鼓ヶ浦海水浴場、 時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
050	庄野	国道 1 号・庄野交差点から 3km 以内	9	旧東海道庄野宿、荒神山観音寺、鈴鹿川河川敷、鈴 鹿フラワーパーク、大型商業施設、宿泊施設など
051	稲生	県道 643 三行庄野線・鈴鹿サー キット前交差点から 3km 以内	6	鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森、商業施設など
052	鈴鹿	県道 27 神戸長沢線・鈴鹿インテ ーチェンジ交差点から 3km 以内	2	鈴鹿 IC、神明社の大樟、江西寺だるま寺、 鈴鹿ほたるの里、商業施設など
053	椿	県道 560 鈴鹿公園長沢線・椿大 神社前から 3km 以内	2	宮妻峡・宮妻峡ヒュッテ・もみじ谷、椿大神社、桃林 寺など
054	名張	県道 691 名張青山線・富貴ヶ丘 交差点から 3km 以内	20	観阿弥ふるさと公園、夏見廃寺跡、名張藤堂家邸跡、 江戸川乱歩生誕地碑、宇流富志禰神社、蛭子神社、 愛宕神社、青蓮寺湖、左巻権、名張中央公園、時間 貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
055	赤目口	国道 165 号・赤目口交差点から 3km 以内	4	極楽寺、商業施設、宿泊施設など
056	赤目	県道 567 赤目滝線・赤目四十八 滝付近から 3km 以内	2	延寿院(菩提桜)、日本サンショウウオセンター、赤 目四十八滝溪谷(日本百景)、忍者の森、香落溪(日本 の紅葉百選)など
057	尾鷲北	国道 42 号・坂場交差点から 3km 以内	7	尾鷲北 IC、尾鷲港、馬越峠、尾鷲神社(夫婦大クス)、 土井竹林・お人形の家、熊野街道・やのはま道、土井 子どもくらし館、向井黒の浜(潮干狩り)、商業施設 など
058	大曾根浦	県道 778 中井浦九鬼線・大曾根 駅前から 3km 以内	3	県立熊野古道センター、夢古道おわせ(夢古道の湯)、 大曾根公園(世界の椿園)など
059	尾鷲南	国道 42 号・尾鷲南 IC 入口交差 点から 3km 以内	1	尾鷲南 IC、商業施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
060	三木里	国道311号・県道159三木里インター線交差点から3km以内	3	三木里IC、野鳥の小径、三木里ビーチなど
061	賀田	国道311号・県道70賀田港中山線交差点から3km以内	4	賀田IC、モクモクしお学舎、アクアステーション、飛鳥神社(楠の木)、梶賀神社、曾根町郷土資料館など
062	亀山	国道1号・羽若町交差点から3km以内	11	加藤家長屋門及び土蔵(侍屋敷遺構)、亀山城跡、太敵寺 長尺藤、野村一里塚、亀山公園(菖蒲園)、商業施設、宿泊施設など
063	関	国道1号・地藏院口交差点から3km以内	10	亀山IC、伊勢関IC、東の追分、旧東海道関宿、観音山公園、正法寺 山荘跡、石山観音、かめやま美術館、亀山サンシャインパーク、道の駅「関宿」、商業施設、宿泊施設など
064	安楽島	国道167号・安楽島大橋北交差点から3km以内	19	鳥羽港、日和山、鳥羽マリントーミナル(鳥羽湾めぐり)、ミキモト真珠島、鳥羽水族館、商業施設、宿泊施設など
065	石鏡	県道128鳥羽阿児線・パールロード鳥羽展望台付近から3km以内	4	麻生の浦大橋、海の博物館(公共建築100選)、黒潮おどる花街道、鳥羽展望台(パールロード・箱山園地)、海土潜女神社、鐘崎灯台、宿泊施設など
066	相差	県道47鳥羽磯部線・県道750阿児磯部鳥羽線交差点から3km以内	2	相差かまど、石神さん、菅崎園地など
067	松尾	国道167号・松尾北交差点から3km以内	2	商業施設など
068	大又	国道42号・道の駅熊野きのくに前から3km以内	1	大又のカツラ、道の駅「熊野きのくに」など
069	新鹿	国道311号・県道737新鹿佐渡線交差点から3km以内	2	新鹿IC、遊木漁港、新鹿海岸(快水浴場100選)など
070	大泊	国道42号・大泊海岸交差点から3km以内	6	大泊IC、徐福の宮、徐福茶屋、清滝、国道311号ビューポイント(磯崎)、鬼ヶ城【世界遺産】、七里御浜のサンマのすだれ干し、松本峠【世界遺産】、大泊海岸、商業施設、宿泊施設など
071	有馬	国道42号・中の茶屋交差点から3km以内	4	獅子岩【世界遺産】、花の窟【世界遺産】、お網茶屋、金山パイロットファーム、里創人熊野倶楽部、商業施設など
072	紀和	国道311号・小川口交差点から3km以内	5	熊野市紀和鉱山資料館、瀬峡観光ウォータージェット船、入鹿温泉ホテル瀨流荘、湯ノ口温泉など
073	藤原	国道306号・黄金大橋南交差点から3km以内	1	聖法寺、藤原岳自然科学館など
074	北勢	国道306号・鎌田交差点から3km以内	6	北勢IC、勝泉寺、万葉の里公園、阿下喜温泉あじさいの里、商業施設など
075	員弁 大安	国道421号・員弁警察署東交差点から3km以内	5	大安IC、いなべ公園、大型商業施設など
076	宇賀	国道306号・宇賀交差点から3km以内	2	福王神社、田光のシデコブシ及び湿地生物生息地、宇賀溪北谷キャンプ場など
077	的矢	県道16南勢磯部線・的矢湾大橋北交差点から3km以内	4	的矢湾大橋、志摩スペイン村・バルケエスパーニャ、宿泊施設など
078	上之郷	国道167号・県道47鳥羽磯部線交差点から3km以内	5	伊雑宮、伊勢志摩エバークレイズ、道の駅「伊勢志摩」、商業施設、宿泊施設など
079	鵜方	国道260号・志摩総合庁舎入口交差点から3km以内	14	賢島港、横山展望台、志摩マリランド、賢島エスパークルーズ、商業施設、宿泊施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
080	大王	県道 602 登茂山公園線・大王清掃センター入口から 3km 以内	3	ともやま公園(志摩自然学校)、大王崎灯台、商業施設など
081	越賀	国道 260 号・越賀小学校入口から 3km 以内	3	海女小屋体験・海女資料館、御座白浜、商業施設、宿泊施設など
082	浜島	県道 17 浜島阿児線・迫塩浄化センター入口から 3km 以内	4	合歓の郷ホテル&リゾート、海ほおすき、宿泊施設など
083	伊賀	国道 25 号・伊賀 IC から 3km 以内	4	伊賀 IC、上柘植 IC、霊山、余野公園、横光利一文学碑・解説文碑、道の駅「いが」、宿泊施設など
084	御代	国道 25 号・御代 IC から 3km 以内	4	下柘植 IC、御代 IC、壬生野 IC など
085	阿山	県道 49 甲南阿山伊賀線・道の駅あやま前交差点から 3km 以内	3	伊賀の里モクモク手づくりファーム、阿山ふるさとの森公園、道の駅「あやま」など
086	大山田	国道 163 号・平田交差点から 3km 以内	2	木の館 豊寿庵など
087	友生	国道 25 号・友生 IC から 3km 以内	9	中瀬 IC、友生 IC、伊賀くみひもセンター組匠の里、大型商業施設、宿泊施設など
088	上野	国道 25 号・西大手交差点から 3km 以内	13	上野東 IC、上野 IC、だんじり会館、伊賀上野城(日本 100 名城)、俳聖殿、伊賀流忍者博物館(忍者屋敷)、芭蕉翁記念館、鍵屋ノ辻、蓑虫庵、大型商業施設、宿泊施設など
089	島ヶ原	国道 163 号・新今倉橋西詰交差点から 3km 以内	2	島ヶ原温泉やぶっちゃん ゆうゆう鯛ヶ瀬、醤油づくり博物館はさめず醤油蔵、観菩提寺(正月堂)など
090	菖蒲池	国道 368 号・山出交差点から 3km 以内	3	大内 IC、白檜 IC、伊賀上野 SA など
091	安場名張北	国道 368 号・安場交差点から 3km 以内	3	美旗古墳群、弥勒寺、商業施設など
092	伊勢路	国道 165 号・上津交差点から 3km 以内	1	初瀬街道(阿保宿・伊勢路宿)など
093	青山羽根	国道 165 号・新羽根橋から 3km 以内	2	商業施設など
094	木曾岬	県道 108 木曾岬弥富停車場線・木曾岬小学校前交差点から 3km 以内	4	鍋田川桜並木、木曾岬町立文化資料館、グルービーパーク木曾川など
095	東員	国道 365 号・中央小橋南詰交差点から 3km 以内	9	東員 IC、鳥取山田神社のクスノキ、猪名部神社(大社祭)、東員町コスモス畑、東員北部山田溜公園、中部公園、歌舞伎公園(七世松本幸四郎丈生誕の里)、大型商業施設など
096	菰野	国道 306 号・菰野町消防本部前交差点から 3km 以内	6	菰野 IC、竹成五百羅漢、見性寺、道の駅「菰野ふるさと館」、大型商業施設など
097	湯の山	国道 477 号・一之瀬橋から 3km 以内	13	尾高観音、御在所ロープウェイ、湯の山温泉、大石公園、三岳寺、三重県民の森、尾高キャンプ場、朝明キャンプ場、パラミタミュージアム、菰野陶芸村、鳥居道山キャンプ場、アクアイグニス、宿泊施設など
098	朝日	県道 66 四日市朝日線・みえ朝日 IC 入口交差点から 3km 以内	6	みえ朝日 IC、小向神社、旧東海道(朝日町)、朝日町歴史博物館、商業施設など
099	川越	国道 23 号・南福崎交差点から 3km 以内	6	みえ川越 IC、川越電力館テラ 46、川越緑地公園、商業施設など

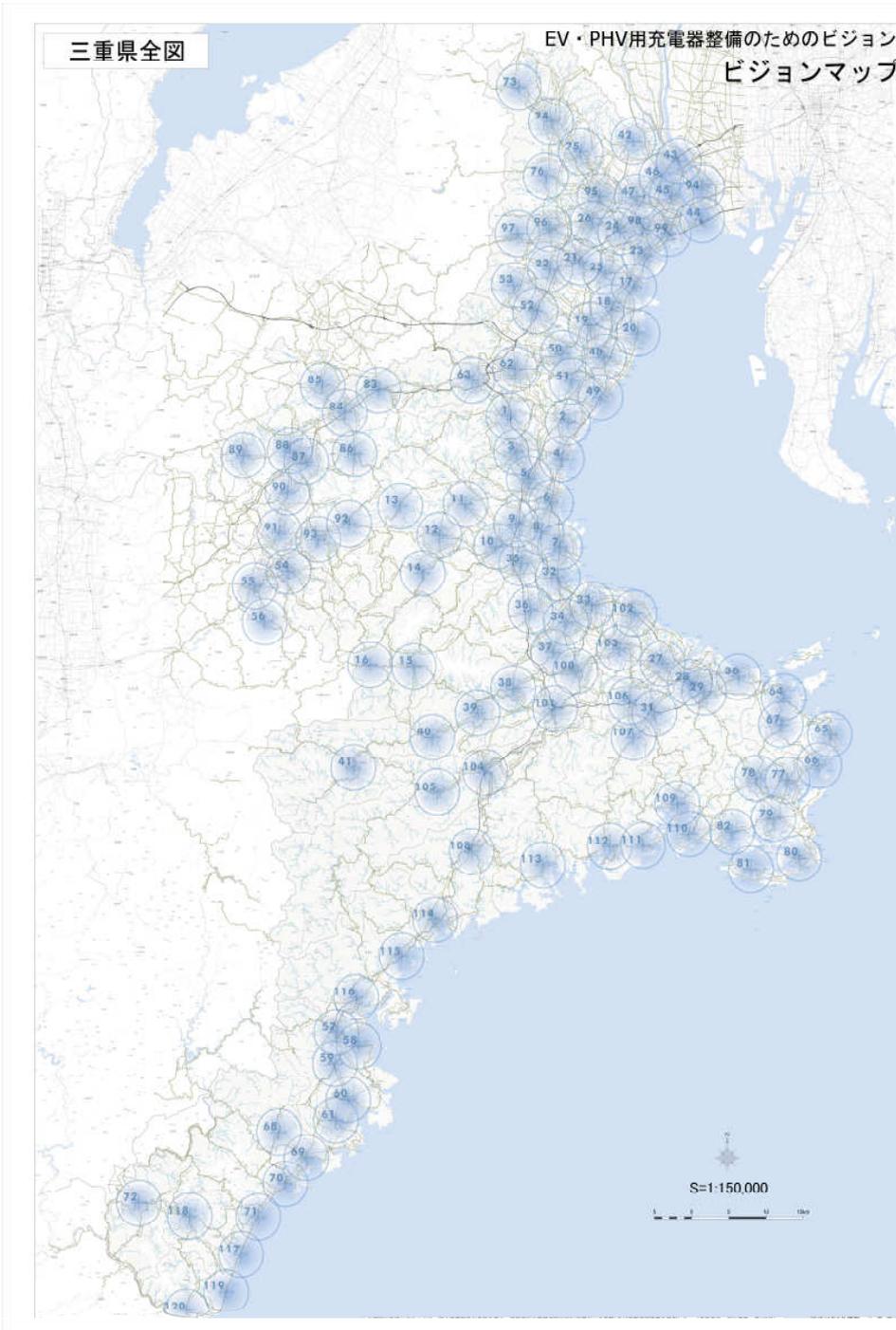
No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
100	相可	県道 160 多気八太線・相可交差点から 3km 以内	4	多気町郷土資料館、のびのびパーク天啓、商業施設、宿泊施設など
101	勢和多気	国道 42 号・勢和多気 IC 入口交差点から 3km 以内	2	勢和多気 IC、近長谷寺、長谷の車田、丹生大師、丹生水銀鉱跡など
102	大淀	国道 23 号・行部 1 交差点から 3km 以内	16	隆子女王の墓、大淀ふれあいキャンプ場、大型商業施設、宿泊施設など
103	斎宮	県道 37 鳥羽松阪線・金剛坂交差点から 3km 以内	10	斎宮のハナショウブ群落、水池土器製作遺跡、国史跡斎宮跡、斎宮歴史博物館、いつぎのみや歴史体験館、商業施設など
104	大宮大台	国道 42 号・大宮大台 IC 入口から 3km 以内	7	大宮大台 IC、北島具教 三瀬館跡、相津峠の山桜、三瀬谷ダム湖(奥伊勢湖)周辺の桜、道の駅「奥伊勢 おおだい」「奥伊勢 木つつ木館」、商業施設など
105	宮川	県道 31 大宮宮川線・江馬南交差点から 3km 以内	2	奥伊勢フォレストピアなど
106	玉城	県道 65 度会玉城線・玉城 IC 入口から 3km 以内	6	玉城 IC、村山龍平記念館、田丸城址、ふるさと味工房アグリ、玉城弘法温泉ふれあいの館、商業施設など
107	度会	県道 22 伊勢南島線・川口交差点から 3km 以内	2	獅子ヶ岳、宮リバー度会パークなど
108	紀勢大内山	国道 42 号・錦交差点から 3km 以内	3	紀勢大内山 IC、頭之宮四方神社など
109	五ヶ所	国道 260 号・船越交差点から 3km 以内	4	愛洲の里、野口雨情の詩碑、伊勢現代美術館、ないぜしぜん村、商業施設など
110	宿浦	国道 260 号・宿浦付近から 3km 以内	3	磯笛岬展望台、奥伊勢体験ワールド、田曾白浜など
111	相賀浦	国道 260 号・相賀浦入口交差点から 3km 以内	2	南海展望公園、相賀二ツ浜、ふれあいと体験の館 海ぼうすなど
112	道方	国道 260 号・県道 22 伊勢南島線交差点から 3km 以内	2	浮島パークなんとう、親子大橋(南島大橋、阿曾浦大橋)など
113	神前浦	国道 260 号・村山交差点から 3km 以内	1	南伊勢町南島庁舎など
114	紀伊長島	国道 42 号・東長島南交差点から 3km 以内	6	紀伊長島 IC、長島の港町、城の浜海岸、長島漁港、マンボウの丘、孫太郎オートキャンプ場、町営プール(城の浜)、道の駅「紀伊長島マンボウ」、宿泊施設など
115	三浦	国道 42 号・三野瀬駅入口から 3km 以内	2	きいながしま古里温泉、高塚公園展望台など
116	海山	国道 42 号・海山 IC 入口交差点から 3km 以内	4	海山 IC、引本神社、相賀神社、銚子川、種まき権兵衛の里、キャンブイン海山、道の駅「海山」など
117	阿田和	国道 42 号・御浜町役場北交差点から 3km 以内	4	市木のいぶき、七里御浜、ふれあいビーチ アシの木公園、道の駅「パーク七里御浜」など
118	尾呂志	国道 311 号・県道 35 紀宝川瀬線交差点から 3km 以内	1	丸山千枚田、紀州犬糞祥の地、さぎりの里 熊野古道地域センターなど
119	井田	国道 42 号・道の駅紀宝町ウミガメ公園前から 3km 以内	2	引作の大桶、紀宝町ふるさと資料館みどりの里、神内神社(安産樹)、道の駅「紀宝町ウミガメ公園」など
120	鮎田	県道 35 紀宝川瀬線・井関橋(湯谷川)から 3km 以内	1	熊野川【世界遺産】など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
201	津市	津市全域	7	錫杖湖・錫杖湖ふれあい公園、矢頭の大杉、伊賀街道長野宿と美里ふるさと資料館、川上山若宮八幡神社など
202	四日市市	四日市市全域	4	—
203	伊勢市	伊勢市全域	4	朝熊岳金剛證寺、伊勢志摩スカイラインなど
204	松阪市	松阪市全域	5	なめり湖、伊勢山上、堀坂山、つつじの里荒滝、月出の中央構造線、木樨三滝、宮の谷溪谷など
205	桑名市	桑名市全域	2	—
206	鈴鹿市	鈴鹿市全域	4	海の見える岸岡山緑地公園など
207	名張市	名張市全域	2	—
208	尾鷲市	尾鷲市全域	4	須賀利漁港、九鬼漁港、三木浦漁港、木名峠狼煙場跡、三木崎園地、トチの森、須野 寄木神社など
209	亀山市	亀山市全域	2	坂本棚田、積水溪キャンプ場、日本武尊能褒野御暮、鈴鹿馬子唄会館、旧東海道坂下宿、鈴鹿峠自然の家、名阪森林パークなど
210	鳥羽市	鳥羽市全域	4	答志島和具漁港港の塩ワカメづくり、青峯山正福寺など
211	熊野市	熊野市全域	3	楯ヶ崎、二木島漁港、国道311号ビューポイント(太郎坂広場)、なかよしステーション神木、瀬峡など
212	いなべ市	いなべ市全域	4	東林寺白滝、いなべ市農業公園、八風キャンプ場、商業施設など
213	志摩市	志摩市全域	2	安乗崎灯台、天の岩戸、麦崎灯台、R260号の珍しい形の橋、志摩パークゴルフ場など
214	伊賀市	伊賀市全域	7	尼ヶ岳(伊賀富士)、メナード青山リゾート、白藤滝、伊賀焼伝統産業会館、伊賀の国大山田温泉 さるびの、新大仏寺、行者堂、青山ハーモニーフォレストなど
215	木曽岬町	木曽岬町全域	2	—
216	東員町	東員町全域	2	—
217	菟野町	菟野町全域	2	—
218	朝日町	朝日町全域	2	—
219	川越町	川越町全域	2	—
220	多気町	多気町全域	2	女鬼峠、柳原観音千福寺、五桂池ふるさと村など
221	明和町	明和町全域	5	—
222	大台町	大台町全域	3	阿曽温泉、滝頭不動滝、総門山・北総門山、休憩工房 夢楽・憩いの館、太陽寺、清流茶屋、宮川上流、大和谷溪谷の紅葉、大杉谷溪谷の紅葉、大杉谷林間キャンプ村、六十尋滝など
223	玉城町	玉城町全域	2	—
224	度会町	度会町全域	2	—
225	大紀町	大紀町全域	2	笠木溪谷、大内山ふれあい牧場など
226	南伊勢町	南伊勢町全域	2	はまぼう群落、鶴倉園地(ハート型の入り江)、河村瑞賢公園、商業施設など

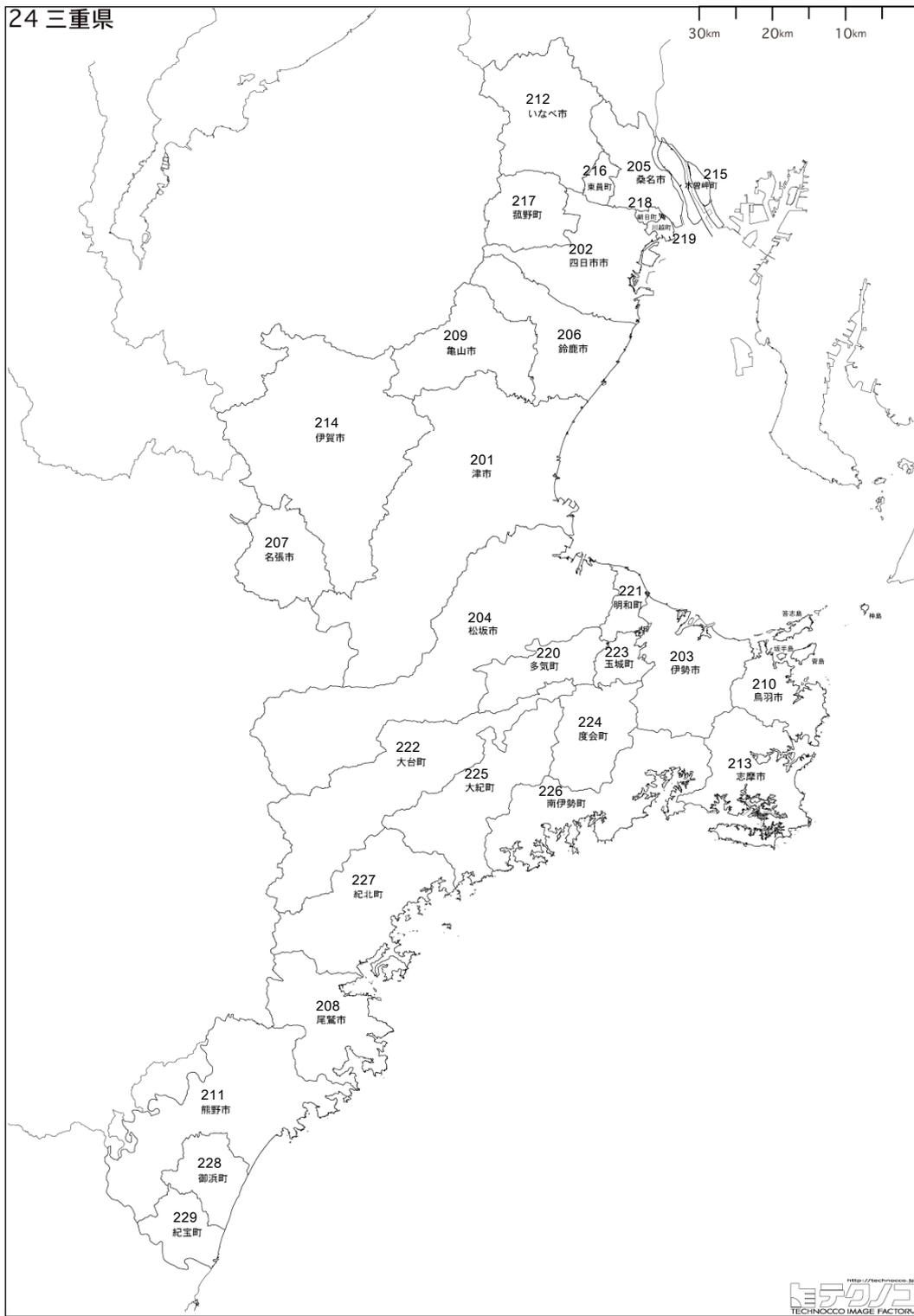
No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
227	紀北町	紀北町全域	2	大白公園、島勝神社、和具の浜、自然体験型イベント交流施設けいちゅう、錦向井ヶ浜遊パークトロピカルガーデンなど
228	御浜町	御浜町全域	2	赤城城址など
229	紀宝町	紀宝町全域	3	飛雪の滝、商業施設など
合計			700	

7. ビジョンマップ

1) 指定地点（No.001～120）の位置は、下図のとおりです。



2) 指定区域 (No.201~229) の位置は、下図のとおりです。



8. 充電器の整備にあたって

使用料金 既設の充電器には、使用料も会員制度も有しない無料開放型で運用されているものと、予め駐車料金や会員料金等を支払う有料制、会員制のもとで運用されているものが混在しています。しかし、公共性を有すると認められた充電器の運用については、充電サービス業の継続性や受益者負担による公平性を確保する観点から、有料制とされるのが望まれます。

信頼性 公共性を有すると認められた充電器は、利用者が遠隔地で確認できるような信頼性を確保する観点から、充電器の場所、運用時間、機能、利用可否、車種の条件、料金の收受方法、故障の有無等について、広く情報の共有を図られることが望まれます。

安全性 充電器の設置工事を受注しようとする事業者は、設置目的や運用条件等に応じ、充電器の仕様、設置形態、受電方式とともに、植込み型心臓ペースメーカー等への影響等について適切な説明を行うなど、設置者及び利用者の理解と安全・安心が得られるように努めることが望まれます。

9. 本ビジョンにおいて対象とする充電器の要件

本ビジョンにおいて対象とする充電器には公共性が求められます。また、一般社団法人次世代自動車振興センターより、ビジョンに基づく充電設備は以下の5つの要件を満すものに限ることとされています。

- ① 今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること
- ② 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ③ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること
- ④ 充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと
（ただし、駐車料金等、センターが特に認める料金の徴収は可とする。）
- ⑤ 利用者を限定していないこと
（ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする。）

なお、補助金の交付対象は、次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「次世代自動車充電インフラ整備促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って設置されるもので、補助金の交付を受けるために必要な要件を満たしたものとされています。

10. ビジョンの見直し

本ビジョンの作成後に EV・PHV の登録や充電設備の設置をとりまく情勢に大幅な変化が認められたときは、必要に応じて本ビジョンを見直すこととします。

11. 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助金申請を行うための事前確認

1) 本ビジョンとの整合を事前に確認

充電設備の設置者が、第1の事業により補助金申請を行うときは、予め確認依頼書*に必要事項を記入のうえ、三重県環境生活部地球温暖化対策課へ提出してください（郵送可）。

【提出書類と期日】

- 確認依頼書（三重県様式 押印不要）
- 結果の通知を郵送で希望される場合は、宛先及び宛名を記載した返信用封筒（必要な額の切手を貼付のうえ添付してください。）
- 提出の期日は、平成27年12月21日（月）17:00（必着）までといたします。

【確認後の通知方法】

- 県は、ビジョンとの整合を確認したのち、充電設備の設置者に文書で結果を通知します。
- ビジョンとの整合を認められたときは、1つの工事につき1つの管理番号を発行します。

※ 確認依頼書の入手先

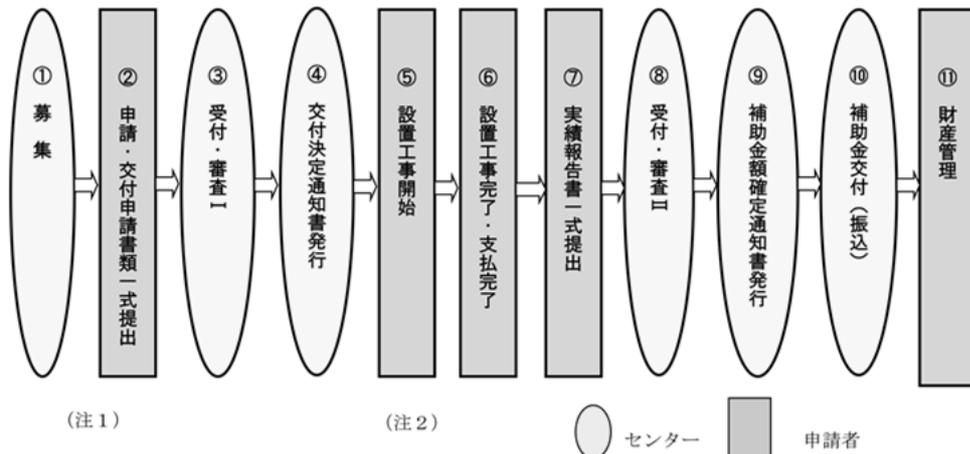
三重県（地球温暖化対策課）ホームページ

（<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/ondanka/jyuuden/vision.htm>）又は、

三重県環境生活部地球温暖化対策課（〒514-8570 津市広明町13番地）

※ 補助金交付申請から補助金交付までの流れ

（「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金 申請の手引き（平成27年3月）より引用）



注1: 第1の事業については、別途、申請前に自治体に対してビジョンの要件を満たしているかどうかの確認を行う必要があります。

注2: 「第1～5の事業（給電器の導入を除く）」の設置工事開始は交付決定後である必要があります。

工事開始とは、充電設備等を設置する工事全体の施工の開始のことをいいます。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日から原則30日以内に、交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」により通知します。申請者の設置工事開始予定日又は使用開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

注3: 交付決定通知を受けた後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ報告してください。

2) 問合せ先

- 本ビジョン及び事前確認の手続きに関する問合せ

三重県 環境生活部 地球温暖化対策課

電話 059-224-2368 (受付時間：平日 9:00~17:00 (祝日を除く))

FAX 059-229-1016

- 次世代自動車充電インフラ整備促進事業に係る補助金申請に関する問合せ

一般社団法人 次世代自動車振興センター (http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_index.html)

充電インフラ補助コールセンター

電話 03-5501-4412 (受付時間：平日のみ 9:00~17:00)

※「充電設備」や「次世代自動車」に係る補助金制度の詳細については、
次世代自動車振興センターホームページを参照してください。

(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_index.html)

(平成 27(2015)年 3 月更新)

12. その他参考資料

- 「経済産業省所管 次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(補助金情報コンテンツ一覧)
(一般社団法人 次世代自動車振興センター、<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/index.html>)
- 「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」(平成 24 年 6 月、国土交通省)
- 「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」
(2012 年 12 月、経済産業省、国土交通省)
- 「次世代自動車戦略 2010 の公表について」(平成 22 年 4 月 12 日、経済産業省、
<http://www.meti.go.jp/press/20100412002/20100412002.html>)
- 「自動車産業戦略 2014」(2014 年 11 月、経済産業省製造産業局 自動車課、
<http://www.meti.go.jp/press/2014/11/20141117003/20141117003.html>)
- 「EV・PHV 情報プラットフォーム/充電設備設置ガイド」(経済産業省、
<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/what/charge/guideline.html>)
- 「次世代自動車ガイドブック 2014」(平成 26 年 12 月、環境省・経済産業省・国土交通省、
<http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2014/index.html>)
- 「自治体による充電器での課金方法の体系的整理に関する検討業務報告書」などの調査・統計
(一般社団法人次世代自動車振興センター、<http://www.cev-pc.or.jp/chosa/download.html>)

(平成 27(2015)年 3 月更新)

150300Mie

(参考) (平成 27(2015)年 3 月更新)

経済産業省所管平成 26 年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要
(一般社団法人 次世代自動車振興センター発表資料をもとに作成)

1. 制度の目的

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ります。

2. 補助対象と対象期間

●下表の5つの事業に合致する充電設備の設置等を行う者(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除き、マンション管理組合、個人))に対して補助金が交付されます。また、補助金の交付を受けて取得した充電設備及び付帯設備は、設置完了日から5年の期間中の処分を制限されます。詳しくは、補助金交付規程をご参照ください。

事業名	概要	補助対象と補助率等	
		充電設備	設置工事費
第1の事業	自治体等が策定するビジョンに示された場所に設置され、かつ公共性を有する(注1)ものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業	対象：急速充電設備、普通充電設備、又は充電用コンセント(ただし機械式駐車場設置時)の購入費 補助率：2/3(ただし、道の駅に設置される設備は定額補助(注2))	対象：充電設備等設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費、その他設置に係る費用 定額補助(注2)
第2の事業	公共性を有する(注1)ものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの	対象：第1の事業と同一 補助率：1/2	対象：第1の事業と同一 定額補助(注2)
第3の事業	共同住宅や月極駐車場及び従業員駐車場等への充電設備の設置事業	対象：急速充電設備、普通充電設備、コンセントスタンド、又は充電用コンセント(機械式駐車場設置時に限らない)の購入費 補助率：1/2	対象：充電設備等設置工事費、付帯設備工事費(充電設備防護用部材、ただし急速充電器設置時のみ)、その他設置に係る費用 定額補助(注2)
第4の事業	第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備の設置事業	対象：急速充電設備、普通充電設備、又はコンセントスタンドの購入費 補助率：1/2	(対象外)
第5の事業	課金装置の設置事業 給電器の導入事業	対象：課金装置の購入費 給電器の購入費 補助率：1/2	対象：充電設備等設置工事費、案内板設置工事費(給電器の導入事業は対象外) 定額補助(注2)

注1：「公共性を有する充電器」は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと。
(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)
- ③利用者を限定していないこと。

注2：定額補助：上限額の設定があります。補助金の交付額は、申請者が提出した申告書、見積書、契約書又は請求書をもとに、事業執行団体によって審査のうえ決定されます。

●補助金の交付を受けるためには、充電設備の設置工事が完了し、充電設備の設置に係る補助対象経費全額の支払いが完了したうえで、実績報告書をセンターに提出する必要があります。(必着)

実績報告書の提出期日	支払い完了の日から起算して30日以内 又は 平成28年2月12日(金)のいずれか早い日
------------	---

3. 申請受付期間

平成27年3月2日(月)～平成27年12月28日(月)

確認依頼書

平成 年 月 日

三重県環境生活部地球温暖化対策課 へ

<申請者>

住所	
氏名(法人名称)	
代表者氏名(法人のみ)	
担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

下記の充電器設置にかかる経済産業省所管「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」の申請に先立ち、三重県が定めた「EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」との整合性の確認を依頼します。

記

<充電器の設置予定>

※下表に必要事項を記入してください。

充電器の種類	基数	申請者	管理者	充電器の設置場所/設置住所

※なお、ビジョンには以下の要件が記載されています。

これらは次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の「第1の事業」の要件となっており、申請先の一般社団法人次世代自動車振興センターで審査が行われますので、ご注意ください。

- ・今後、新設される充電器(中古品を除く。)であること。
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ・充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出入りできる場所にあること。
- ・充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としてないこと(ただし、駐車料金等、センターが特に認める料金の徴収は可とする)。
- ・利用者を限定していないこと(ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする)。

<確認依頼書の提出先>

提出先 : 三重県環境生活部地球温暖化対策課
 住 所 : 〒514-8570
 津市広明町13番地
 電 話 : 059-224-2368
 F A X : 059-229-1016

※後日、本確認依頼書の内容について、お問い合わせをさせていただく場合があります。

確認結果通知書

平成 年 月 日

0
0 様

三重県環境生活部 地球温暖化対策課

平成 年 月 日 付けで確認依頼をいただきました下記の充電器設置事案について、三重県の「EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」との整合性を確認しましたのでお知らせします。

記

<充電器の設置予定>

県記入欄	申請事項		県記入欄		申請事項			県記入欄
設置範囲 (No. 名称)	充電器の種類	基数	管理番号	確認日	申請者	管理者	充電器の設置場所/設置住所	備考
0	0	0			0	0	0	
0	0	0			0	0	0	
0	0	0			0	0	0	

※なお、ビジョンには以下の要件が記載されています。

これらは次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の「第1の事業」の要件となっており、申請先の一般社団法人次世代自動車振興センターで審査が行われますので、ご注意ください。

- ・今後、新設される充電器(中古品を除く。)であること。
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ・充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出入りできる場所にあること。
- ・充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としてないこと(ただし、駐車料金等、センターが特に認める料金の徴収は可とする)。
- ・利用者を限定していないこと(ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする)。

※後日、本確認依頼書の内容について、お問い合わせをさせていただく場合があります。

<確認結果の問合せ先>
 問合せ先 : 三重県環境生活部地球温暖化対策課
 住 所 : 〒514-8570 津市広明町13番地
 電 話 : 059-224-2368
 F A X : 059-229-1016
 E-mail : earth@pref.mie.jp

(三重県様式)

管理番号無効通知書

平成 年 月 日

0
0 様

三重県環境生活部 地球温暖化対策課

平成 27 年 2 月 23 日 付けでご連絡をいただきました「ビジョンとの整合性の確認」の変更に伴いまして、下記の管理番号が無効となりますのでお知らせします。

記

<無効化する管理番号と、対象の充電器設置予定>

設置範囲 (No. 名称)	申請事項		管理番号	無効日	申請事項			備考
	充電器の種類	基数			申請者	管理者	充電器の設置場所／設置住所	
0	0	0	0		0	0	0	
0	0	0	0		0	0	0	
0	0	0	0		0	0	0	

※無効となった管理番号は欠番としますので、どなたもご使用いただけません。
再度管理番号が必要になったときは、あらかじめ「ビジョンとの整合性の確認」のご依頼をいただき、新たな管理番号を取得してください。
ただし、従前と同一条件でご依頼いただいた場合でも、他の管理番号の発行状況に応じて
新たな管理番号の発行ができないことがありますのでご了承ください。

<問合せ先>

問合せ先 : 三重県環境生活部地球温暖化対策課
住 所 : 〒514-8570
津市広明町13番地
電 話 : 059-224-2368
F A X : 059-229-1016

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金「第1の事業」に係るビジョンとの整合性の確認について

1. 【申請者】欄に必要な事項を入力してください。後日、内容について、お問い合わせさせていただく場合があります。
なお、この確認は「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」の申請に先立つ事前確認です。本依頼書を提出する者は、補助金申請を行う者に限ります。
2. 【設置箇所の要件】について、下記の（記入例）を参考に、太枠内の着色セルに必要な事項を入力してください。

（記入例）

充電器の種類	基数	申請者	管理者	充電器の設置場所／設置住所
急速充電器	1	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇 / 〇〇市〇〇町〇〇

- ・「充電器の種類」は、「急速充電器」「普通充電器」のいずれかを記入してください。「基数」は数字を記入してください。
「急速充電器」と「普通充電器」を併せて設置するときは、充電器の種類ごとの基数を記入してください。
 - ・次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の申請に関する事項として、「申請者」、「管理者」、「設置場所／設置住所」にはそれぞれ必要な事項を入力してください。
 - ・1つの工事につき1行で記入してください。行が足りない場合は、行を挿入してください。
 - ・1つの工事を「1箇所」として扱います。充電器を設置する工事全体を「1つの工事」（1箇所）とみなします。
 - ・同時期に2基以上の充電器を設置する工事において、それぞれの充電器に対する最近接の分電盤が異なる場合は、2つ以上の工事として扱われます。
3. 電子メールで確認依頼書を送付される場合は、確認依頼書のファイル名に提出日付、申請者名を追加し、「確認依頼書の提出先」メールアドレスに送付してください。
（例）平成25年9月9日に株式会社〇〇が提出する場合、「確認依頼書(250909株式会社〇〇).xls」のようにしてください。
また、電子メールの件名は、「ビジョン確認依頼書の提出」としてください。
 4. ファクシミリで確認依頼書を送付される場合は、送信後に三重県環境生活部地球温暖化対策課(059-224-2368)までお電話をいただきますと確実です。
 5. お受けした確認依頼に対して「EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」との整合性を確認した結果は、電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法でお知らせします。
 6. 本確認依頼書に記載された「設置場所／設置住所」等の事項については、後日、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ上で公開される予定です。
 7. 県による確認の結果通知は概ね1週間程度を目処に行いますが、万が一連絡がない場合はお問い合わせください。

問い合わせ先： 三重県環境生活部地球温暖化対策課 Tel 059-224-2368 Fax 059-229-1016 E-mail earth@pref.mie.jp（担当：太田、姫子松）

確認依頼に関する補足説明

確認依頼書の「記入要領」とともに、この補足説明もご一読ください。

- 1 確認依頼は、経済産業省所管「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」のうちの「第1の事業(自治体が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置)」にかかる補助金の交付申請にあたり、三重県の定めた「EV・PHV 用充電器整備のためのビジョン」との整合性を確認するために必要なものです。

よって、同補助金の第2から第5の事業に係る交付申請の場合は必要ありません。

(参考)

第2の事業： 公共性が認められ、第1の事業に該当しない事業

第3の事業： 共同住宅及び月極め駐車場等に充電設備を整備する事業

第4の事業： 上記以外で充電設備を整備する事業

第5の事業： 課金装置の設置事業及び給電器の導入事業

- 2 県では、確認依頼書の内容に対して確認結果を通知します。また、ビジョンとの整合性を認められたときは、補助金の交付申請に必要な管理番号を発行します。

- 3 補助金の交付申請は、別途、一般社団法人次世代自動車振興センターに行ってください。補助金交付申請書には、県が発行した管理番号を記載する必要があります。

また、県による確認の結果通知をもって、補助金の交付対象となることを保証するものではありません。

補助金交付のための要件及び審査は、同センターのホームページ等で確認してください。

(参考) 一般社団法人次世代自動車振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル5階

充電インフラ補助 コールセンター

電話:03-5501-4412(受付時間:平日のみ 9:00~17:00)

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_index.html

- 4 確認の結果通知を受けた後、充電器の整備を行わなくなった場合及び申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに県までご連絡ください。

- 5 確認の結果通知を受けた後、確認依頼の内容に不適切な点が認められたときは、確認の結果通知及び管理番号の発行を取り消すことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 6 確認依頼にあたっては、以下の提出をお願いします。

○確認依頼書1部

○郵送で結果通知をご希望の場合(結果通知はA4版です):

返信用封筒及び80円切手1枚(封筒には宛先宛名を記入してください。)

- 7 確認依頼の受付は、平成27年12月21日(月曜日)までとさせていただきます。

経済産業省所管「次世代自動車インフラ整備促進事業」における
県のビジョンとの整合性の確認手続きフロー

